

総社市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 6 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市規則第 1 8 号

総社市庁舎管理規則の一部を改正する規則

総社市庁舎管理規則（平成 1 7 年総社市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前							
（市庁舎） 第 2 条 この規則において「市庁舎」とは、総社市中央一丁目 1 番 1 号に所在する市役所（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 4 条第 1 項に規定する事務所をいう。<u>以下「市役所」という。</u>）の建物及び市役所の敷地として現に使用している区域をいう。 （集団立入りの制限等） 第 9 条 略	（市庁舎） 第 2 条 この規則において「市庁舎」とは、総社市中央一丁目 1 番 1 号に所在する市役所（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 4 条第 1 項に規定する事務所をいう。）の建物及び市役所の敷地として現に使用している区域をいう。 （集団立入りの制限等） 第 9 条 略 <u>（出入口の開閉等）</u> 第 1 0 条 市庁舎の出入口の開閉時刻は、総社市の休日を定める条例（平成 1 7 年総社市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除き、次のとおりとする。 <table><tr><th>区 分</th><th>開扉時刻</th><th>閉扉時刻</th></tr><tr><td>表玄関</td><td>午前 8 時 15 分</td><td>午後 5 時 30 分</td></tr></table>		区 分	開扉時刻	閉扉時刻	表玄関	午前 8 時 15 分	午後 5 時 30 分
区 分	開扉時刻	閉扉時刻						
表玄関	午前 8 時 15 分	午後 5 時 30 分						

	<table><tr><td><u>西出入口</u></td><td><u>午前 7 時</u></td><td><u>午後 9 時</u></td></tr></table>			<u>西出入口</u>	<u>午前 7 時</u>	<u>午後 9 時</u>
<u>西出入口</u>	<u>午前 7 時</u>	<u>午後 9 時</u>				
	<u>2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の開閉時刻を変更することができる。</u>					
	<u>3 市庁舎の出入口が閉ざされている時間において、市庁舎に出入しようとする者は、当直員の承認を受けなければならない。</u>					
<u>(出入口の開閉等)</u>						
<u>第 1 0 条 市庁舎（市役所の建物に限る。以下この条及び次条において同じ。）の出入口は、総社市の休日を定める条例（平成 1 7 年総社市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除き、午前 8 時 1 5 分に開扉し、午後 5 時 3 0 分に閉扉する。</u>						
<u>2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の開閉時刻を変更することができる。</u>						
<u>3 市庁舎の出入口が閉ざされている時間において、市庁舎に出入しようとする者は、当直員の承認を受けなければならない。ただし、あらかじめ市長が認めた者については、この限りでない。</u>						
<u>(施設等の故障の場合の措置)</u>						
<u>第 1 2 条 市庁舎の施設及び施設の設備に故障を発見した者は、直ちに財産管理課長に届出をしなければならない。</u>						

	<table><tr><td><u>西出入口</u></td><td><u>午前 7 時</u></td><td><u>午後 9 時</u></td></tr></table>			<u>西出入口</u>	<u>午前 7 時</u>	<u>午後 9 時</u>
<u>西出入口</u>	<u>午前 7 時</u>	<u>午後 9 時</u>				
	<u>2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の開閉時刻を変更することができる。</u>					
	<u>3 市庁舎の出入口が閉ざされている時間において、市庁舎に出入しようとする者は、当直員の承認を受けなければならない。</u>					
<u>(施設の故障の場合の措置)</u>						
<u>第 1 2 条 水道、電気、ガス、暖冷房の装置及び便器その他市庁舎施設に故障を発見した者は、直ちに財産管理課長に届出をしなければならない。</u>						

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 2 1 日から施行する。